

住宅に関する事業のご案内

住宅修繕等資金の融資あつせん

住宅の修繕や木造住宅の耐震補強などをしようとする方で、その資金を調達することが困難な場合に、低利の融資が受けられるよう指定金融機関にあつせんします。

対象となる住宅

- ・区内に所在するもの
- ・建築基準法上適法のもの
- ・居住部分の床面積が240平方メートル以下であるもの

修繕などの範囲

住宅の安全性、耐久性、居住性を高める工事

増築または改築工事で建築確認申請を必要とする工事は、対象となりません。

は、対象となりません。
申込資格
 ・修繕工事をする住宅に居住、または修繕後に居住しようとしていること
 ・住民税を滞納していないこと

・融資を受けた資金の返還およびその利子の支払いについて十分な能力を有すること

この制度による資金融資を受け、償還中の者でないこと
 ・返済完了時の年齢が80歳未満であること
融資額
 工事費用の範囲内で、20万円から1万円を単位として700万円まで
 ◎融資あつせんの決定を受けた方は、指定金融機関と融資契約を締結し、工事完了後に融資を受けることとなります。なお、融資を受ける方は信用保証会社などに申請し、保証料を負担していただきます。指定金融機関の審査結果によっては、融資契約が締結できない場合があります。

に転居する際に、(一財)高齢者住宅財団が実施している「家賃債務保証制度」を利用する場合、その保証料の一部を助成します。

対象

- ・満60歳以上の方、または、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方(同居者は配偶者、満60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族などに限る)
- ・障害者世帯(障害の程度による条件あり)
- ・子育て世帯(扶養義務のある18歳以下の者が同居)

助成額

保証料の2分の1
住宅住み替え相談
 住み替えを考えている方を対象に公共住宅の案内など住宅相談を行っています。また、一定の要件に該当する住み替えの困難な高齢者には(公社)宅地建物取引業協会の協力を得て不動産協力店の紹介や支援を行っています。

相談日時

毎月第2・第4火曜日
 午後1時～4時(要予約)
相談員
 (公社)東京都宅地建物取引業協会千代田中央支部の相談員、区職員

あんしん居住制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している「あんしん居住制度」を利用する場合は、利用費用の一部を助成します。

対象者

- ・60歳以上の高齢者
- ・障害のある方(障害の程度による条件あり)

助成額

・預かり金タイプは利用費用の2分の1
 ・月払いタイプは事務手数料
 ◎詳しくはお問合せください。
家賃債務保証制度利用助成
 区民の方が区内の賃貸住宅

区立住宅・区営住宅 入居者募集

住宅住み替え相談について高齢者福祉課高齢者サービス係(高齢者世帯)
 ☎(3546)5466

区立住宅

主に中堅所得世帯の方を対象とする住宅です。

主な申込資格

区内在住であること、同居親族がいること、世帯の所得が別表の所得基準の範囲内であることなど

区営住宅

主に低所得世帯の方を対象とする住宅です。

主な申込資格

区内在住であること、親族と同居している2人世帯であること、単身者の方は60歳以上であることなど、世帯の所得が別表の所得基準の範囲内であることなど

共通

募集する住宅と戸数
 別表のとおり
 申込みのしおりなどの配布期間
 11月24日(火)～12月4日(金)
 配布期間中(土曜日は除く)に、区役所5階住宅課および日本橋・月島特別出張所で配布します。

申込方法

◎区役所1階のみ
 ◎区役所1階のみ
 ◎区役所1階のみ
 ◎区役所1階のみ
 ◎区役所1階のみ

◎区役所1階のみ
 ◎区役所1階のみ
 ◎区役所1階のみ
 ◎区役所1階のみ
 ◎区役所1階のみ

◎区役所1階のみ
 ◎区役所1階のみ
 ◎区役所1階のみ
 ◎区役所1階のみ
 ◎区役所1階のみ

| 住宅区分 | 住宅名 | 募集戸数 | 間取り | 面積 | 基準使用料(月額) | 所得基準(年間所得) |
|------|-----------|------|------|-------|-----------------|---|
| 区立住宅 | 築地あかつき住宅 | 1戸 | 2LDK | 61.7㎡ | 130,100円 | 1,896,001円～14,400,000円 |
| | 勝どきサンスクエア | 1戸 | 2LDK | 66.8㎡ | 137,900円 | |
| | 京橋プラザ住宅 | 1戸 | 2LDK | 61.1㎡ | 140,600円 | |
| | | 1戸 | 2LDK | 66.1㎡ | 150,500円 | |
| 区営住宅 | 勝どき住宅 | 2戸 | 1DK | 32.6㎡ | 23,100円～71,300円 | 0円～2,276,000円(2人世帯) 0円～1,896,000円(単身者) |

◎区立住宅および区営住宅は、世帯の所得に応じた応能家賃となっています。
 ◎今回の募集住宅は、区立住宅は2人以上世帯向け住宅、区営住宅は2人世帯または単身者向けの住宅です。
 ◎区営住宅の所得基準は、一般世帯の場合のものを記載しています。
 ◎区営住宅については、所得が一定基準以下の世帯は、申請により使用料を減額する制度があります。
 ◎所得とは、給与所得者の場合、給与所得控除後の金額です。

「シルバー人材センター」で一緒に働きませんか

センターの目的
 自らの能力を生かしながら自分なりの働き方で社会参加をしたい高齢者に、多様な就業の機会を提供することにより、生きがいや生活の充実を図ることを目的としています。

一人一人が、知識と経験を生かしつつ、お互いに協力し、仕事を分かち合いながら働く仕組みです。
 具体的には、1週当たり20時間以内の臨時的・短期的または軽易な仕事となります。
センターの状況
 多くのセンターで仕事の受注が減少傾向にある中、本センターでは契約件数・金額、会員数とも伸び続けてきました。

しかし、定年延長や継続雇用制度の実施などにより、男性の入会者が減少傾向に転じている一方、仕事発注の問合せは増え続けていることから、就業会員、とりわけ男性の人手不足が顕著になってきています。
入会資格
 60歳以上の健康な区民で、働くことや社会奉仕活動に意欲があり、「自主・自立、共働・共助」の目的を理解して働ける方
入会説明会
 ・開催日時
 毎月13日(土・日曜日、祝日の場合は直前の平日)午前10時から正午に開始します。
 ◎12月は11日(金)です。
 ・会場

シルバー人材センター2階会議室
 ・持参するもの
 住所・年齢が分かる公的書類(健康保険証など)、印鑑、会費、筆記具
会費
 年千円
就業の仕組み
 センターが、会社、商店、家庭、区役所などから、さまざまな仕事を引き受け、依頼主と契約を結びます。
 その仕事を、知識・経験などを考慮して会員に割り振り、会員が遂行する仕組みです。
仕事の内容
 自転車整理、パソコン入力、家事手伝い、育児サービス、簡単な介助、ビル清掃、受付事務、宛名書き、翻訳・通訳、袋詰め、チラシ配布、ポスター貼り、障子張り、草取り、簡単な大工仕事など
配分金
 働いた仕事に応じてセンターから配分金が支払われます。

会社・商店・ご家庭の皆さん その仕事おまかせください
 会員の仕事ぶりが「丁寧」で、「安心して任せられる」など、好評を得ています。
 豊富な知識・経験は、きつとお役に立てると思います。
 ◎詳しくは、シルバー人材センターホームページをご覧ください。
 ☎(3551)2700
<http://www.chuo-sc.or.jp>